

# 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター保有する個人情報の保護に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が取り扱う個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報の保護のために必要な取り扱いを定めることにより、役職員による個人情報の適切な取り扱いを実現することを目的とする。

2 センターが個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び関連の法令、ガイドラインに従うほか、この規程に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述など（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号（以下「符号等」という。）のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。

(1) 個人の身体の一部の特徴を電子計算機で利用するため変換した符号等であつて、特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入（以下「役務等の提供」という。）に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された符号等であつて、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別できるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に慎重な配慮を要するものとして政令に掲げる記述等を含む個人情報をいう。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順、住所別、会社別等）に従って整理・分類することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、牽引、符号等を付し、保人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、センターが、開示、内容の訂正、追加又は

削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他が害されるとして次に掲げるものを除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 国の安全が害されるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

7 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

9 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

10 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれかにも該当しないものをいう。

11 役職員

センターの役員及び職員（組織内にあつて直接・間接にセンターの指揮を受けてセンターの業務に従事している者）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、センターの役職員対して適用される。

2 この規程は、センターが取り扱う個人情報、個人データ、保有個人データその他個人に関する情報の全てに対して適用される。

## 第2章 個人情報の取扱い

（利用目的の特定）

第4条 センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 センターは、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。

（利用目的による制限）

第5条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

2 センターは、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 センターは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(不正取得の禁止)

第7条 センターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、その他法令で定める者により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 法第27条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的記録を含む。以下、この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第3章 個人データの取扱い

(正確性の確保等)

第9条 センターは、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める。

(安全管理措置)

第10条 センターは、個人情報、個人データ、仮名加工情報、匿名加工情報（以下総称して「個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じるものとし、個人情報等の安全管理に必要な事項を別途定めるものとする。

2 センターは、個人情報の安全管理の総責任者として、個人情報管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

3 個人情報管理責任者は、センターにおける個人情報管理について責任を負い、役職員に対し、この規程に定められた遵守事項等の指導・徹底に努める。

4 個人情報管理責任者は、個人情報等に関する全体的な安全管理を図るため、個人情報管理に係る部門横断的な課題・問題の協議又は調整を行うことを目的として、必要に応じて随時、会議を招集する。

(役職員に対する安全管理措置)

第11条 センターは、役職員がこの規程及びセンターが別途定める個人情報等の取扱いに関するその他の社内規程を遵守するよう監督する。

2 役職員は、個人情報等を取り扱う場合は、この規程及びセンターが別途定める個人情報の取扱いに関するその他の社内規程を遵守しなければならない。

3 センターは、役職員に対し、個人情報等の取扱い、安全管理等について教育研修を実施するよう努める。

(委託先の監督)

第12条 センターは、個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告等)

第13条 センターは、センターが取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、同規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の事態が生じた個人データが、他の事業者又は行政機関等からその取扱いの委託を受けた個人データである場合であって、当該委託元の事業者又は行政機関等に当該事態が生じた旨を通知したときは、個人情報保護委員会への報告を行わなければならない。

3 第1項の場合において、センターは、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるとこ

ろにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(個人データの第三者への提供)

第14条 センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(外国にある第三者への提供)

第15条 前条の規定にかかわらず、センターは、外国にある第三者に対し個人データを提供する場合、前条第1項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合、あらかじめ本人に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

2 前項の規定は、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には適用しない。

(個人データの第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 センターは、第14条第1項各号に掲げる場合を除くほか、個人データの第三者提供をしたときは、提供年月日、第三者の氏名又は名称等、本人の氏名等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) 個人データの提供が第14条第2項各号に基づいて行われる場合(前条第1項に基づく外国の第三者への提供に該当する場合は含まない)

(2) 次の者に個人情報を提供する場合

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等

エ 地方独立行政法人

(個人データの第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 センターは、第14条第1項各号に掲げる場合を除くほか、第三者から個人データの提供を受けるときは、第三者の氏名又は名称等、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、提供を受けた年月日、当該確認を行った事項等を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。ただし、個人データの提供が第14条第2項各号に基づいて行われる場合は、この限りではない。

(個人データの提供・受領に係る記録の作成方法・保存期間)

第18条 前2条に定める記録（以下あわせて「第三者提供記録」という）の作成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成するものとし、個人データを第三者に提供し、又は受領した都度、速やかに作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又は提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 本人に対する役務等の提供に係る契約を締結し、当該契約の履行に従って、当該本人に係る個人データを第三者に提供し、又は受領することに関して、契約書その他の書面に個人情報保護委員会規則に定める事項が記載されているときには、当該契約書その他書面をもって第三者提供記録に代えることができる。

4 第三者提供記録の保存期間は、次の各号の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 前項の規定により記録を作成した場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

(2) 第2項の規定により記録を作成した場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

(3) 前2項以外の場合 三年

(提供先が個人データとして取得することが想定される個人関連情報)

第19条 センターは、センターが保有する個人関連情報の提供先となる第三者が、当該個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、第14条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項についてあらかじめ確認しなければならない。

(1) 本人を識別することができる個人データとして個人関連情報を取得することについて、当該第三者に対する当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする段階において、あらかじめ次の情報が当該本人に提供されていること。

ア 当該外国の名称

イ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ウ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

(センターが個人データとして取得することが想定される個人関連情報)

第20条 センターは、個人関連情報の提供元となる第三者から、個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、第14条第1項各号に掲げる場合を除き、本人を識別することができる個人データとして個人関連情報を取得することについて、当該本人から同意を得るものとする。

2 センターは、個人関連情報の提供元である第三者から前項の同意を取得したことの確認を求められた場合は、口頭、書面その他適切な方法で申告するものとする。

(個人関連情報の提供・受領に係る記録の作成方法・保存期間)

第21条 第19条第1項に定める個人関連情報の提供及び前条第1項に定める場合における個人関連情報の受領に係る記録（以下あわせて「個人関連情報提供記録」という）の作

成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成するものとし、当該個人関連情報を第三者に提供あるいは受領した都度、速やかに作成しなければならない。

- 2 本人に対する役務等の提供に係る契約を締結し、当該契約の履行に従って、当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供し、又はあるいは受領することに関して、契約書その他の書面に個人情報保護委員会規則が記載されているときには、当該契約書その他書面をもって個人関連情報提供記録に代えることができる。

#### 第4章 保有個人データの取扱い

(保有個人データに関する事項の本人への周知)

第22条 センターは、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて、遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) センターの名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（取得に際して通知等の例外に当たる場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の手續及び保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示に係る手数料の定め
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容
- (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先

(保有個人データの利用目的の通知)

第23条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知しないことができる。

- (1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いていることにより保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
  - (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第24条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の開示を求められたときは、所定の本人確認手續を経た上で、電磁的記録による方法（別表第1又は書面による方法のうち、本人が指定した方法により開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないときは、又は本人が請求した方法

による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。  
(保有個人データの訂正等)

第25条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第26条 センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データが、次の各号に掲げる事由に該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するのに必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合はその他利用停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- (1) 利用目的による制限に違反している場合
- (2) 不適切な利用の禁止に違反している場合
- (3) 不適切に取得された場合

2 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限又は外国にある第三者への提供制限に違反している場合に該当するとして当該保有個人データの第三者への提供の停止請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者提供の停止に多額の費用を要する場合はその他第三者提供の停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データが、次の各号に掲げる事由に該当するとして、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- (1) 利用する必要がなくなった場合
- (2) 漏洩等が発生した場合
- (3) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

4 前項に定める保有個人データの全部又は一部について利用停止等若しくは第三者提供停止を行った場合又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の請求当の手續き)

第27条 本人が、開示等の請求等を行う場合には、次の各号に定める書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 第22条に規定する保有個人データに関する事項の通知  
保有個人データに関する事項通知申請書（第1号様式）

(2) 第 2 3 条に規定する保有個人データの利用目的の通知

保有個人データ利用目的通知請求書（第 2 号様式）

(3) 第 2 4 条に規定する保有個人データの開示

保有個人データ開示請求書（第 3 号様式）

(4) 第 2 5 条に規定する保有個人データ

保有個人データ訂正等請求書（第 4 号様式）

(5) 第 2 6 条に規定する保有個人データの利用停止等

保有個人データ利用停止等請求書（第 5 号様式）

（本人及び代理人の確認方法）

第 2 8 条 本人及び代理人の確認方法は、センターが別に定める。

（費用負担）

第 2 9 条 この規程に基づく文書等の開示については、手数料を徴収しない。

2 第 2 4 条第 1 項の規定により文書等の写しの交付（電磁的記録にあっては同項に規定する別表第 1 に定める方法を含む。）を受ける開示申出者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に規定する文書の写しの作成に要する費用の金額は別表第 2 のとおりとし、送付に要する費用の金額は開示申出者が指定する方法の実費とする。

## 第 5 章 苦情の処理等

（苦情の処理等）

第 3 0 条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 センターは、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第 6 章 仮名加工情報の取扱い

（仮名加工情報の適切な加工）

第 3 1 条 センターは、個人情報を加工して仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、次に掲げる方法に従い、適切に加工しなければならない。

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除

(2) 個人識別符号の全部の削除

(3) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等の削除

（仮名加工情報の利用目的による制限）

第 3 2 条 センターは、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を利用してはならない。

（仮名加工情報の取得に際しての利用目的の公表）

第 3 3 条 センターは、仮名加工情報を取得した場合（作成した場合は含まない。）は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。

2 センターは、仮名加工情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、公表しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある

場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(仮名加工情報の第三者提供の原則禁止)

第34条 センターは、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合において、当該仮名加工情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

(1) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において、仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工情報が提供される場合

(3) 仮名加工情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ公表しているとき

(仮名加工情報の識別目的での利用禁止)

第35条 センターは、仮名加工情報を自ら利用するときは、作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で他の情報と照合すること（識別行為）を行ってはならない。

## 第7章 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の適切な加工)

第36条 センターは、個人情報を加工して匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、次に掲げる方法に従い、適切に加工しなければならない。

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除

(2) 個人識別符号の全部の削除

(3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を相互に連結する符号の削除

(4) 特異な記述等の削除

(5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

(匿名加工情報の作成時の公表)

第37条 センターは、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、ホームページ又は事務所への掲示等を利用し、当該情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(第三者への提供)

第38条 センターは、匿名加工情報を第三者へ提供するときは、提供に当たりあらかじめ、ホームページ又は事務所への掲示等を利用して提供する情報の項目及び提供方法（ハードコピーを送付、サーバにアップロード等）について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メール又は書面等により明示しなければならない。

(匿名加工情報の識別目的での利用禁止)

第39条 センターは、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得し、又は他の情報と照合することを行ってはならない。

(安全管理措置等)

第40条 センターは、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報

報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努める。

## 第8章 補則

(報告義務)

第41条 役職員は、法、この規程、その他個人情報に関する規程に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、その旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

保有個人データに関する事項通知申請書

年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理事長

あて

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

メールアドレス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程第22条の規定により、次のとおり保有個人データに関する事項について申請します。

回答を求める事項	
----------	--

希望する開示方法	<input type="checkbox"/> 電磁的記載 <input type="checkbox"/> 書面 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
----------	---

代理人記載欄

本人の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
代理人の区 分及び本人 の状況	法定代理人	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	委任による 代理人	

第2号様式

保有個人データの利用目的通知請求書

年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理事長

あて

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

メールアドレス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程第23条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの利用目的の通知を請求します。

利用目的の通知を求める個人データ	
------------------	--

希望する開示方法	<input type="checkbox"/> 電磁的記載 <input type="checkbox"/> 書面（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
----------	---

代理人記載欄

本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
代理人の区分及び本人の状況	法定代理人	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	委任による代理人	

第3号様式

保有個人データ開示請求書

年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理事長

あて

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

メールアドレス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの開示を請求します。

開示を求める事項	<input type="checkbox"/> 保有個人データ <input type="checkbox"/> 第三者提供記録
----------	--

希望する開示方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 電磁的記載 <input type="checkbox"/> 書面 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
----------	--

代理人記載欄

本人の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
代理人の区分 及び本人の 状況	法定代理人	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	委任による 代理人	

第4号様式

保有個人データ訂正等請求書

年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理 事 長

あて

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

メールアドレス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程第25条第1項の規定により訂正請求します。

訂正等の請求に係る個人データの内容 (個人データの項目及び訂正等の内容。訂正等の請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。)	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	<具体的内容>	
	訂正前	訂正後	
訂正等請求の理由			

代理人記載欄

本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
代理人の区分及び本人の状況	法定代理人	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	委任による代理人	

第5号様式

保有個人データ利用停止等請求書

年 月 日

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター  
理 事 長

あて

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

電話番号

メールアドレス

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの保有する個人情報の保護に関する規程第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの利用停止等を請求します。

保有個人データの内容	
利用停止等の請求理由	
利用停止等の区分及び具体的内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止

代理人記載欄

本人の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
代理人の区 分及び本人 の状況	法定代理人	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	委任による 代理人	

別表第1 電磁的記録の開示方法

録音テープ	録音テープを専用機器により再生したものの聴取
	録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付
ビデオテープ	ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
	ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付
その他のもの	電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
サービスセンター が保有するプロ グラムにより行 うことができるもの	電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	電磁的記録を用紙に出力したものの交付
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付

別表第2 費用負担

文書の種類	写しの種類	費用の金額
文書、図面又は写真	複写により印刷したもの	白黒1面10円 カラー1面30円 (A3版まで)
写真フィルム、スライド	印画紙に印画したもの	委託金額
電磁的記録	カセットテープに複写したもの	購入金額
	ビデオテープに複写したもの	購入金額
	フロッピーディスクに複写したもの	購入金額
	用紙に出力したもの	A3版まで1面10円
その他	理事長が別に決定する	